

[別紙-1] 概要文

平良港におけるサンゴの移植状況について

平良港湾事務所 整備保全課 ◎知念 直

○嵩原 務仁

1. 目的

近年、社会資本整備にあたっては特に環境への配慮が求められており、自然環境を再生・創造するとともに、循環型社会システムの構築を図る目的として平成15年1月には『自然再生推進法』が施行された。

港湾整備においても、これまで以上の周辺生態系に配慮した整備手法が求められていることから、平良港では防波堤整備予定地にあるサンゴを採取し、別の場所への移植を行っており、モニタリングを継続するとともに更なる移植技術の向上を図ることを目的とした調査を行っている。

2. 内容

平成16年度より毎年サンゴの移植及びモニタリングを実施している。

【移植について】

採取地である防波堤建設予定地のサンゴ生息状況を調査して現状把握するとともに、移植予定地周辺のサンゴ生育状況を調査して、移植地に適した種の選定等を行い、併せて詳細な移植方法等を記載した『サンゴ移植計画』を立案した後、採取・移植を実施した。

【モニタリングについて】

調査項目として、被度、種類数、群体形、群体毎の長径・短径・高さなどを主に実施したほか、分布状況のマッピング図や、固着状況、サンゴ捕食生物の個体数と食害状況についても調査を行った。

3. 結論

移植サンゴの被度については、移植1年後は若干増加概ね横ばいの傾向か又は自然サンゴの加入により若干の増加が見られた。

サンゴ捕食生物については確認されず、それらによる食害状況についても確認されなかった。

また、移植方法（運搬方法、種の選定）によって影響があることが判明した。

4. 今後の問題点

移植先のトウリバー地区は、一般の方から確認することが出来る鑑賞ステージとしては平良港で最も適した場所の一つと考えられるが、その反面親水防波堤における釣り人も多い場所となっていることから、サンゴには釣り針や糸の引っかかりが確認され、サンゴへの直接的なストレスや物理的破損を与えていていることから、その対応策を検討する必要がある。

今後も平良港の環境に適したサンゴ移植について継続した調査・改善策を行う必要がある。